

2017年9月1日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団  
団 長 神山 悦子  
副 団 長 阿部裕美子  
副 団 長 宮川えみ子  
幹 事 長 宮本しづえ  
政調会長 吉田 英策

## 2017年9月定例県議会に関する申し入れ

### はじめに

今年の夏は、7月17・18日の会津地方の豪雨による被害や8月に入って福島市で連続26日間雨が続くなど観測史上例を見ない異常気象となり、農作物の生育にも大きな影響が出るのではないかと心配されています。

8月3日、安倍晋三政権が内閣改造と自民党役員の人事を行いました。内閣支持率が軒並み急落し、南スーダン国連平和維持活動に派遣された陸上自衛隊の「日報」隠蔽問題で稲田朋美防衛相が辞任、「森友」「加計」など行政をゆがめた疑惑にも国民の批判が高まる中で、安倍首相が執念を燃やす改憲や経済政策を推し進めるために疑惑を隠し、批判をかわそうとしています。

7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。この条約は核兵器に「悪の烙印」を押し、違法化する歴史的な意義を持つものです。

一方、安倍内閣の態度はあまりに情けないものです。アメリカなど核保有国に追従し国連会議をボイコットし、禁止条約の署名を拒み、唯一の戦争被爆国の政府にもかかわらず、核兵器禁止の世界の流れに逆らう姿勢は、被爆者から「どこの国の首相か」などと失望と批判を受けています。

8月29日、北朝鮮が度重なる国連安保理決議を無視して弾道ミサイル発射を強行しました。しかも日本上空を通過するにもかかわらず通報もなく、きわめて危険な行為でした。今回の発射は、米国も含めて国際社会が対話による解決を模索している下で、それに逆行する行為であり、厳しく糾弾し、抗議するものです。

来年4月の国保財政運営を県に移管することに伴う、市町村の県への納付金の試算が示されました。高すぎる国保税は、この間の国庫負担金の削減により、担税能力を超えるものとなっており、国保法第1条に示されている「社会保障制度」として加入者の生命と健康を守るための国や自治体の支援策が欠かせないものとなっています。

また、原発事故から7年目に入っても、今なお、県発表で5万6千人余（市町村集計との乖離分などを含めると約9万人）の避難者が故郷に帰れない現実があります。

そうした中で、来年3月末には檜葉町の応急仮設住宅の供与が終了となり、さらに双葉町、大熊町、浪江町、富岡町を除き、帰還困難区域以外の応急仮設住宅の供与も2019年3月末で終了するとしていますが、この間の避難指示が解除された区域への低い帰還率を考慮すれば、あまりにも拙速に過ぎるものです。

新経営陣となった東京電力の川村隆会長は、「トリチウム汚染水の海洋放出を判断している」「原子力は必要との国民の声もある。原発を動かすのも東電の責任だ」などと発言しました。

また、原子力規制委員会は、田中委員長が任期中に東電柏崎刈羽原発の審査を完了させたいなどの発言をして、安倍内閣の再稼働に前のめりの姿勢を後押しし、規制機関としての役割をはたしていません。

共産党県議団は、7月18・19日に新潟県で調査を行いました。新潟県は、県独自の「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」を設け、①福島第一原発の事故の原因の検証、②事故が健康と生活に及ぼす影響、③安全な避難方法についての検証がなされない限り、東京電力柏崎刈羽原子力発電所について、再稼働の議論は始められないという立場は当然のものです。

7月27日のわが党の政府交渉で、農水省は米の全量全袋検査について「風評被害の原因ともなっているとの意見もある」などと打ち切る意向を公然と示し、参加者の怒りをかいました。米の全量全袋検査は、福島県産の農産物の安全・安心を下支えする役割を果たしているもので、打ち切りなど論外です。

また、このほど発表された、2016年度の児童虐待の件数について福島県が前年からの伸びが1.81倍と全国一となるなど深刻な実態を示しており、抜本的な対策が求められています。

以上の観点に立ち、9月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

## 一、安倍暴走政治から平和・安全・暮らしを守る県の役割発揮を

- 1、北朝鮮に対し、軍事的挑発を中止することを厳重に求め、経済制裁の厳格な実施・強化と一体に、対話による解決の道を粘り強く追及するよう国に求めること。
- 2、国連で締結された核兵器禁止条約に日本が署名し、被爆国の役割を発揮するよう国に求めること。
- 3、自衛隊を憲法9条に書き込むことは、自衛隊を世界のどこでも武力行使を可能とし平和憲法を土台から掘り崩すもので、憲法改悪をしないよう国に求めること。
- 4、憲法違反の、特定秘密保護法・安保法制・共謀罪法の廃止を国に求めること。
- 5、安倍政権の「働き方改革」は、残業時間を100時間まで認める・残業代ゼロにするなど、労働者の過労死と健康を損なう方向です。非正規雇用から正規雇用へ切り替を進め8時間働けば普通に暮らせる労働法制とするよう国に求めること。
- 6、いわき市内に「カジノ」を誘致しようとする動きがあることから、いわゆる

「カジノ法」の具体化をやめるよう国に求めること。

7、自殺者が増えていることから、県職員の正規職員増で長時間労働を是正すること。同時に、職員間のコミュニケーションをはかり心のケアに取り組むこと。

## 二、「原発ゼロ」—— 福島切り捨て許さず、県民に寄り添った復興を

### (1) 原発ゼロ、「原子力に依存しない社会」の実現に向けて

原発事故の被災県である福島県が、東京電力に対して強い立場で対峙することが求められます。

- 1、東電新経営陣の「トリチウム汚染水の海洋放出を判断している」「原子力は必要との国民の声もある。原発を動かすのも東電の責任だ」との発言の撤回を求めること。
- 2、国、東電に第二原発の廃炉を、県民集会などの開催で、県民多数の声として国、東電に迫ること。
- 3、国に対し、福島原発事故原因の検証が十分にされないまま、全国の原発の再稼働はすべきではないことを強く求めること。
- 4、凍土遮水壁の完全凍結への作業が始まったが、凍結の進捗状況と水位の変化を把握し、異常があった場合の事実の公表と県への報告を確実に行うよう東電に申し入れること。
- 5、汚染水対策は重大な問題にもかかわらず、サブドレン問題でも見られたように東電は地下水管理に対する緊張感が欠如しているとしか言いようがなく、意識改革を強く申し入れること。
- 6、東電は、一連の情報隠ぺいともとれる態度を改め、収束作業、汚染水問題などで事故やトラブルの場合、速やかな情報提供を行うように申し入れること。
- 7、「エネルギー基本計画」の見直しにあたっては、原発を重要なベースロード電源としないよう国に求めること。また、地球温暖化対策に逆行する石炭火発の大増設をやめ比率を低下させるよう国に求め、県としても I G C C 推進の立場を転換すること。
- 8、40年が経過した老朽原発は、廃炉にするよう国、東電に求めること。
- 9、廃炉作業は長期間にわたることから、再び震災津波に見舞われることのないよう、第一、第二原発の防潮堤の本格的建設を求めること。
- 10、第一、第二原発の原子炉建屋内の未使用・使用済み核燃料を取り出し、安全な保管をするよう東電に求めること。
- 11、原発事故収束作業に従事する労働者の健康を将来にわたり守るために、放射線管理手帳による健康管理を新たに設けるよう国に求めること。

### (2) 賠償について

- 1、原子力損害賠償金は、復興の加速と生業の再建に欠かせないことから、非課税とするよう国に見直しを求めること。
- 2、避難指示の解除に伴う精神的損害賠償の打ち切り方針を撤回させるとともに、

避難指示以外の区域の精神的賠償を認め支払うよう求めること。

- 3、営業損害賠償と農林業損害賠償は、これまでの賠償方針を継続するよう、国・東電に求めること。
- 4、東電は、一時的な売上げ増や営業形態の変更を理由に賠償対象外としたり、原発事故後、一度も賠償請求していない業者や請求しても賠償されない事業者が残されていることから、「損害がある限り賠償する」との指針どおり賠償するよう、国・東電に求めること。
- 5、地方公共団体の財物賠償については、被害に見合った賠償を国、東電に求めること。

### (3) 除染について

- 1、避難区域内外を問わず県民の要望が強いフォローアップ除染や里山除染が実際には進んでいない。モデル事業にとどめず、本格除染の実施を強く求めること。
- 2、水田・畑地などは圃場1筆毎に汚染マップを作成し、農業従事者の被ばく低減を図るとともに、被ばくし続けている「条件不利地」に対する救済策をとること。
- 3、除染事業をめぐる不正請求事件が、最近も発覚していることから監視を強化し、除染事業の信頼を回復させ、今後も必要な除染事業を実施すること。
- 4、放射能の被ばくを受ける除染労働者の安全と健康管理を行うとともに、賃金の未払等の不当な扱いを受けないよう、国に指導を求めること。

## 三、避難指示解除と避難者支援について

3月末、4月1日に帰還困難区域を除く避難指示が解除となりました。現時点の帰還率は数%に留まっており、安心して帰還できる条件整備が求められていると同時に、戻れない、戻らない選択をする避難者に対しても、一人ひとりに寄り添った支援が求められます。

- 1、県は仮設、借り上げ住宅の供与期間の延長と打ち切りを一体にした2018年以降の方針を明らかにしたが、仮設住宅の供与については、避難者の生活実態に応じて延長を認める柔軟な対応を行うこと。檜葉町についても、2018年3月以降も入居を希望する世帯は延長を認めること。
- 2、帰還困難区域外の避難者も復興公営住宅の入居申し込みが可能となるよう入居基準を早期に見直すこと。併せて、避難解除された区域の住民の要望に対応できるよう復興住宅建設の留保を解除し建設を進めること。
- 3、復興公営住宅の家賃賠償が2018年3月末で終了することから、県営住宅の家賃軽減制度を活用した負担軽減を県が主導して行うこと。
- 4、避難指示区域や避難区域だった市町村の医療、介護、各種税等の免除措置を継続できるよう自治体への財政支援継続を国に求めること。
- 5、避難指示解除された区域の住宅に放射能が入り込んでいることから、住宅内部

の清掃を除染の一環として実施するよう国に求めること。

- 6、帰還希望は高齢者が多数を占める状況から、買い物や通院のための交通手段の確保対策支援を早期に実施すること。また、移動販売事業者への助成で買い物弱者を支援すること。
- 7、避難区域内のイノシシの異常繁殖が問題になっていることから、イノシシ対策を強化すること。
- 8、いわゆる自主避難者約1万人や、市町村との乖離がある、復興住宅に入居した避難者、自宅への帰還をあきらめ他の地区に自宅を再建した避難者約2万4千人も避難者として認めてカウントし、必要な支援を行うこと。
- 9、復興住宅団地の中には自治会役員を決められない所もあるなど、新たなコミュニティの形成が困難な住宅も少なくないことから、復興住宅団地に常駐する生活支援相談員を配置し、支援を強化すること。
- 10、避難先から帰還した子どもの自殺や、自主避難者の自殺が起きていると伝えられていることから、一人ひとりに寄り添った支援を強化すること。

#### 四、医療・介護、福祉の充実で、福祉型の県政を

本県の医療・福祉は、大震災前から全国最下位クラスでしたが、大震災と原発事故によって、特に浜通り地方の医療提供体制は壊滅的な打撃を受けています。県は、県内の深刻な現状をふまえ、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」を実現する“福祉型県政”をめざすことがいっそう重要になっています。

- 1、今年度中に県が策定する地域医療計画、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画及び障がい福祉計画と、国保事業の県への移管は、いずれも来年4月からスタートするとしているが、原発被災を受けた本県の実状をふまえ、県民の意見を十分反映させたものとする。
- 2、震災前から全国平均をかなり下回っていた医療機関の勤務医師数は、震災・原発事故後に全国44位となり、やや回復したとはいえ、かなり厳しい現状にある。看護師についても同様である。特に、双葉郡は、避難住民の介護や医療ニーズからみれば、圧倒的に不足していることから帰還をためらう要因ともなっている。双葉郡、相馬地方、いわき市、それぞれの医療人材の確保と救急医療を含めた体制整備を急ぐこと。
- 3、不足している産科、小児科などの専門医を確保すること。
- 4、難病指定疾患が増えていることから、治療を行う医療機関や医師を拡充すること。
- 5、自殺を予防し、県民の心の健康をケアする「心のケアセンター」の充実を図ること。
- 6、国民健康保険事業の財政運営が県に移管されるが、県への納付金の試算はあくまでも参考とし、市町村独自の国保税の軽減策を尊重すること。また、国保税の引き上げとならないよう、国庫負担の増額、県独自の軽減策を実施すること。市町村の努力いかんによる交付金の削減などは、行なわないこと。

- 7、高齢者福祉計画・県介護保険事業支援計画の策定にあたっては、特養ホームを増やし待機者1万人超を解消する計画とすること。また、介護保険料の大幅な引き上げとならないよう、国庫負担の増額を求めること。
- 8、介護保険の新総合事業の導入によって、要支援1、2の利用者が「卒業」させられ、必要な介護サービスが制限されることがないように、市町村を支援すること。
- 9、県内の7割を超える介護事業所が、「職員不足」をあげている。特に、双葉郡内では、ニーズがあっても職員不足や帰還者が少ないなどから、介護等の職員確保を支援するとともに、生業として成り立つまでは公的な財政支援を行うこと。
- 10、避難の長期化に伴い、被災市町村の保健師不足も課題となっている。保健師を増員すること。
- 11、あらゆる障がい者の尊厳と権利が保障されるよう、学童期、学校卒業後の就職など中長期的視点に立った継続した支援を障がい福祉計画に盛り込むこと。
- 12、在宅に移れない重度障がい者等への入所施設を増設すること。
- 13、全国と比べても本県の児童虐待相談件数が著しく増加している。児童福祉司の人口4万人に1人という配置基準を見直し、大幅に増員すること。また、老朽対策など、施設の改善を行うこと。
- 14、子どもの貧困を「見える化」し、スクールソーシャルワーカーの増員、子ども食堂への支援等を行うこと。貧困の連鎖を断ち切るため、母子家庭への就労支援や保護者の教育費の負担軽減を行うこと。
- 15、認可保育所と放課後児童クラブを増設し、働きながら子育てできるよう、市町村を支援すること。また、他産業に比べて低い保育士や放課後児童クラブの支援員の処遇改善を行うこと。
- 16、低所得者、高齢者、子育て世代、単身若者が入居できる公営住宅を抜本的に増やすこと。また、民間住宅の入居者への家賃助成を行うこと。

## 五、人格の完成をはぐくむ豊かな教育の実現にむけて

- 1、1学年3学級以下を対象とする高等学校の統廃合については、機械的な対応ではなく、地域住民や保護者の意見を尊重すること。
- 2、被災児童・生徒へのきめ細かな支援とゆきとどいた教育実現のため、30人以下学級の全学年実施を行うこと。そのための十分な人員配置のための予算を確保すること。
- 3、県北・県中・会津など県内各地で要望が出されている特別支援学校の新設に向けた全体整備計画を早期に見直し、大規模化・長距離通学の解消を図ること。
- 4、教員の多忙化の実態調査に基づき、その解決のための具体化を早期に図り、抜本的な正規教職員の増員を図ること。
- 5、子どものいじめ自殺が相次いでいるが、報道等で表面化しない事例もあることから、詳細な実態把握に努めること。また、教諭が生徒に対し「飛び降りろ」などという極めて不適切な発言があったと報道されている。原因究明と対策を講じること。

- 6、常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを掛け持ちでなく、全校配置とすること。
- 7、全国学力テストは点数競争の激化を招きかねず、児童・生徒がさらなる学力一辺倒に追い込まれるおそれがあることから、学校ごとの結果の公表は県として行わないこと。県独自の学力テストは中止すること。
- 8、学校給食費無償化を図るため、市町村を支援すること。
- 9、昨年度から施行された奨学金返還支援事業を理系の進学者に限定せず、募集人数も増員し、拡充するとともに、県として給付型奨学金制度を創設すること。
- 10、高校授業料無償化のための「高校授業料支援制度」の所得制限撤廃を国に求めること。私学の就学支援金制度を充実させ、保護者負担の軽減を図ること。

## 六、商工業、農林水産業振興について

- 1、今後の気象状況も視野に入れ、異常天候に対しての農作物の減収等に対し支援をすること。
- 2、米の全量全袋検査を継続するよう国に財政支援を求めること。
- 3、米の戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 4、実感としてイノシシの減少が感じられないことから、実数を的確に把握し「イノシシ管理計画」の推進を図ること。捕獲後の処理については市町村を支援すること。
- 5、漁業の本格操業に向け全力を傾注している漁業者への施設整備・流通確立・検査体制強化等の支援を強化すること。
- 6、イノベーション・コースト構想は福島復興特措法で国家的プロジェクトと位置付けられたが、避難住民が置き去りにされないようにすること。地元企業の参入が確保されるようにすること。
- 7、社会保険料滞納で事業所への差し押さえが県内で起きていることから、分納・猶予など緩和措置の周知徹底を国に求めること。
- 8、中小企業への社会保険料の負担軽減などにより、全国一律の時給1,000円の最低賃金の早期実現を国に求めること。
- 9、復興事業が減ってきていることから、住宅リフォーム制度を創設し、津波・地震被害者等への支援と仕事起しを推進すること。中小企業の再生エネでの仕事起しを支援すること。
- 10、再生可能エネルギー推進にあたっては、大規模優先でなく、地域主導・住民参加型の取り組みを支援し、環境・景観を配慮し、住民生活に支障のないようにすること。大型の風力発電については、環境・健康等の問題が大きいことから県として規制をすること。
- 11、創意工夫で先進的取り組みを行い循環型経済の農村振興を進めている、二本松市東和町の「ゆうきの里」のような取り組みを支援し広げること。
- 12、水素エネルギーは、効率・製造・運搬・貯蔵・コスト等の多くの課題を抱えることから見直しをすること。あわせて、継続的に税金を投入することになる水

素ステーション設置・燃料電池車購入補助は見直すこと。

## 七、公共交通体系の拡充について

- 1、全国の鉄道網を維持するために国が責任を持ち取り組むよう求めるとともに、只見線維持のための市町村負担金は、関係市町村財政を圧迫することから解消をめざすこと。
- 2、原発避難区域のみならず、県内全域の公共交通網整備のため、同一自治体内の移動を含め、バス運行、デマンド型タクシー助成等の仕組みを県として整備すること。

## 八、災害対策について

地球温暖化に伴い、異常気象がもたらす集中豪雨による水害や土砂災害が全国各地で頻発し、本県にも大きな被害が発生しています。従来の発想を超えた対応の強化が求められています。

- 1、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画、避難訓練が義務付けされたが、確実に履行されるよう市町村と事業者を支援すること。
- 2、県が指定している洪水予報河川3河川、水位周知河川26河川の流域自治体と協力し、洪水対応タイムライン作成を急ぐとともに、市町村がためらわずに避難指示が出せるよう、情報提供等支援を強化すること。
- 3、災害時の避難所に指定されている公立学校の防災機能の整備が、本県では全国平均の3割から7割に留まり遅れが指摘されていることから、学校耐震化の早期完了の促進、食料備蓄倉庫、自家発電設備、通信設備等の整備、施設のバリアフリー化など避難所機能の強化を急ぐこと。
- 4、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定に向け、基礎調査を促進するとともに、区域指定のための住民説明会を開催し、指定と安全対策の促進を図ること。
- 5、頻発する水害、土砂災害防止のため、国及び県の予算を大幅に増額すること。
- 6、宅地被害に対する支援制度を独自に実施している市町村がいくつかあるが、県として制度を創設して被災者と被災自治体を支援すること。
- 7、地震、津波被災者で国の被災者生活再建支援法に基づく国の支援金額を最低でも500万円以上に引き上げを求めるとともに、県独自の助成制度を創設すること。

以上